

平成31年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成31年3月5日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長補佐	曾谷博一
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面巻昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕3番 中川議員

##### 1. 防犯カメラの設置について

- (1) 街頭防犯カメラの設置計画について。
- (2) 防犯カメラの設置に向けた自治会等への補助制度の創設を要望しましたが、その後どのようなようになったのか。

##### 2. いかるがの里・法隆寺マラソンについて

- (1) なぜ2月11日に開催されているのか。
- (2) ごみ収集者との協議について。
- (3) されているのであれば、どのようなメンバーでされているのか。
- (4) 以前は日曜日に開催されていたが、日曜日に変更できないのか。

#### 〔2〕6番 平川議員

##### 1. 地域福祉計画について

- (1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割。
- (2) CSWをどのように育成するのか。
- (3) CSWの活動内容。
- (4) CSWとスクールソーシャルワーカーとの連携。
- (5) 社会福祉協議会との連携について（課題共有のあり方）
- (6) 地域福祉を推進するための体制の構築はどのように考えているのか。

#### 〔3〕11番 濱議員

##### 1. 感震ブレーカーの普及促進について

- (1) 大規模地震時の火災における「電気火災」の発生率について。
- (2) 大規模地震時の電気火災発生抑制に効果のある「感震ブレーカー」の普及状況について。
- (3) 他市町村での普及促進対策について。
- (4) 設置補助について。

##### 2. 子ども医療費の無償化対象を高校卒業までに

- (1) 町の高校生の現況。
- (2) 子どもの医療費の無償化の対象年齢を、町で高校卒業まで広げ、子育て支援の充実をはかることについて。

3. 身障者駐車スペースの利用について

- (1) 町内での設置現況について。
- (2) 住民意識の向上対策について。

[4] 13番 奥村議員

1. 児童虐待の防止対策について

- (1) 斑鳩町として掌握している児童虐待の件数と対応について。
- (2) 斑鳩町の相談体制について。
- (3) 児童相談所との連携について。
- (4) 関係機関とのネットワークの強化について。

2. 斑鳩町のため池の防災減災対策について

- (1) 5か所の防災重点ため池の耐震調査や、対策について。
- (2) 防災重点ため池以外のため池についての対策について。
- (3) ため池整備にあたっての今後の課題について。

3. 緊急通報装置設置事業について

- (1) 緊急通報装置の利用人数について。
- (2) 緊急通報装置の広報について。

4. 地域包括支援センターについて

- (1) 地域包括支援センターの名称をわかりやすくすることについて。

[5] 1番 宮崎議員

1. 三代川について

- (1) なんのクリニックの前の土のう袋の撤去及び期間。
- (2) その後の県の三代川改修の考え方と時期。

2. 入札の大型化について

- (1) メリットとデメリットについて。
- (2) 災害時地元業者との協力について。
- (3) 災害協定の締結について。

3. 補償制度について

- (1) 補償している場所・経緯について。
- (2) 期間入札について。

4. 法隆寺参道のバス停について

- (1) 移動した必要性について。

5. 公共工事に伴う代替地について

- (1) 公共工事で必要とされる土地の価格について。
- (2) 土地交換時に発生する格差について。

[6] 12番 木澤議員

1. 国・県が進めようとしている水道の広域化・民営化の問題点について

- (1) 昨年12月の国会で成立した改正水道法の目的・内容とメリット・デメリットについて。
- (2) コンセッション方式とはどういうものか。
- (3) 奈良県が進めようとしている県域水道一体化の目的とメリット・デメリットについて。
- (4) 県営水道100%になった場合の斑鳩町の負担と水道会計の今後の見通しについて。
- (5) 県域水道一体化に対する町の考え方について。

2. 幼児教育・保育無償化の実態について

- (1) 国が10月から実施しようとしている幼児教育・保育無償化の目的・内容について。
- (2) 国・町の費用負担割合と、制度実施前後の町の費用負担額の比較について。
- (3) 対象世帯・保護者への影響について。

3. 公共施設の耐震化について

- (1) 斑鳩町内の公共施設の耐震化の状況と町の認識について。
- (2) 県内の他自治体と比較して耐震化率は何番目になっていて、今後の取り組みについてどう考えているか。

4. 補聴器購入費用助成制度の創設について

- (1) 現在活用できる制度はどのようになっているか。また、制度の利用者はどれくらいいるか。
- (2) 補聴器購入費は高額であることから、町独自の助成制度創設を望む声があるが、町の見解は。

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番(中川靖広君) 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

初めの防犯カメラの設置についてという質問でございますが、初日の総務常任委員長報告にありましたように、この件については委員会で報告をいただいておりますが、9月議会で要望をしたという経緯がありますので、あえて質問に挙げさせていただいておりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

それでは1点目、防犯カメラの設置について、(1)街頭防犯カメラの設置計画についてをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 町が設置いたします街頭防犯カメラの設置計画についてでございます。

小・中学生の登下校時の安全を確保する観点から通学路を中心に設置を進めており、これまでに昨年度に10台、今年度4台の合計14台の街頭防犯カメラを設置し運用を行っているところでございます。

こうした中、過去の犯罪の発生状況や犯人の逃走経路となり得る箇所の観点から西和警察署と協議し、全体で20台、あと6台を追加設置すれば、町内全体を見てバランスのとれた効果的な配置になるのではないかというご意見をいただいているところであります。

こうしたことから平成31年度予算において、あと6台の街頭防犯カメラの追加設置に要する費用を予算計上させていただいており、来年度中に合計20台の設置を完了してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番(中川靖広君) それでは2点目の防犯カメラの設置に向けた自治会等への補助制度の創設を要望いたしました。その後、どのようになったかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤恵三君) 質問者から、昨年の9月議会の一般質問におきまして自治会等で街頭防犯カメラを設置される場合の補助制度の創設に関するご質問をいただきまして、先行して防犯カメラ設置の補助制度を実施している市町村の事例を参考にしながら、できるだけ早く、早期に補助制度の創設が実施できるよう検討を進める旨の答弁をさせていただいたところでございます。

こうした中、平成31年度の新規事業といたしまして、自治会等に対する防犯カメラ設置事業補助金交付事業を創設することとし、平成31年度予算におきましてその経費を計上させていただいているところでございます。

この補助制度の内容についてでございますけれども、自治会等に対する補助金の額につきましましては、防犯カメラ等の購入及び設置工事に要する費用を補助対象経費といたしまして、その補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、1自治会等につき1会計年度当たり20万円を限度としております。

町といたしましては、町で設置しております街頭防犯カメラの設置に加え、本事業の実施に基づきまして自治会等の防犯カメラの設置を支援することによりまして、安全安心のまちづくりをさらに推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(伴吉晴君) 3番、中川議員。

○3番(中川靖広君) 1会計当たり20万円を限度としておりますということなのですが、これで大体40万円分ということですよ。大体何台分くらい設置できる計算になりますか。

○議長(伴吉晴君) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤恵三君) カメラの価格については若干ばらつきがございます。おおむね1台から2台というふうに計算のほうはさせていただいております。

○議長(伴吉晴君) 3番、中川議員。

○3番(中川靖広君) カメラの値段はいろいろあると思いますが、もう少しつけられるのかなというような気もいたしますが、わかりました。

それと、その自治会に対してこういう制度を設立しましたという告知というのか、ど

んな方法で自治会に対して報告をいただけるのかをお聞かせいただきたいです。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 周知の方法についてでございますけれども、広報紙とあと毎年5月に自治会連合会のほうも開催させていただいておりますので、そういったところでご紹介のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 自治会長宅によく会長宛てで封書が来ますよね。そこへ説明書きを入れて限度額はこうやああやということを入れて直接、ダイレクトに送っていただくのもどうかと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 今、議員がおっしゃられたとおり、また直接配布・周知していく方法についても検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは次の2点目のいかるがの里・法隆寺マラソンについてをお聞かせいただきたいと思います。

（1）なぜ毎年2月11日に開催されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 例年2月11日に開催をしております、いかるがの里・法隆寺マラソンは今年度で第48回、また、三塔健康走ろう会につきましては第42回を数えるなど、各地で開催をされておりますマラソン大会の中でも開催は非常に古く、今大会も全国各地から約2,350名のランナーにご参加をいただいたというところでございます。

このマラソン大会につきましてはですね、古くは1月の第3あるいは第4日曜日に開催をしていたという経緯もございますけれども、各地でマラソン大会が多く開催されるようになりまして、参加されるランナーに、いかるがの里・法隆寺マラソンを認知していただきやすいように、平成9年の町制50周年を機に開催日を祝日でございます2月11日に固定をいたしまして開催をしたという経緯でございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 2点目のごみ収集車との協議についてというのと、3点目の協議をされているのであればどのようなメンバーでされているのかということをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） マラソン大会につきましては公道を利用して実施をしております。車両の通行が競技の妨げになる場所では必要に応じまして通行止めなどの交通規制を行っております。

今年度、当町のマラソン大会も午前中の三塔健康走ろう会では3区間、午後のマラソン大会で6区間、それぞれ通行止めの交通規制を実施し開催したというところでございます。

特に、法隆寺から北地域、ごみ積替え施設や火葬場などを利用される場合につきましては、三塔健康走ろう会、マラソン大会のコース上を通る必要がありますので、関係機関等と事前に協議をさせていただきまして、迂回ルートの取り決めなどをさせていただいたというところでございます。

また、ご質問のごみ収集に関する協議につきましては、今大会のコース案がまとまりました平成30年9月7日にコースの確認と収集時の問題点、そしてその解決策について、また、年明けの1月15日はランナーの通過予測時間とごみ収集車の走行予定時間のすり合わせ、そして規制解除後にマラソン実行委員会において行うごみ回収箱設置の範囲確認などを環境対策課職員と生涯学習課職員の間で行い、1月17日は環境対策課職員、生涯学習課職員に加えましてごみ収集委託業者の責任者も交えまして最終確認をしたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） その協議の場には警備会社の関係者は入っておられないんですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） この場合には警備会社の関係者については入っておりません。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） そしたら片側通行で通行できる通行止めというのはどのように指導されておるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） それにつきましては警備会社の責任者とですね、協議する中でコース等の概要等につきまして、詳細に説明をしながら話をさせていただいているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 昨年も、ことしもね、同じ問題が発生したと。片側通行で進入して



くださいと言われて協議は終わってるのにもかかわらず、全面通行止めだと言われて収集車が通れなかった。そこで警備員と少しの間、やりとりがあったということなんですが、なぜそういうことが昨年もことしも発生するのか、どのようにお考えになってるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 今回のごみ収集車が警備員に停止されたといいますのは、午前中に開催をいたしました三塔健康走ろう会でございまして、県道奈良大和郡山斑鳩線の「緑の道標」南側から西に進入する町道263号線に入るところで交通規制はされていない区間ではございました。

協議の中では、ランナーが通過をしている場合はランナーに気をつけながら天満池の下までごみ収集車を進行させまして、そこから白石畑にあるごみ積替え施設へ向かうルートで協議をしていたというところでございます。

近年、通行止めなどの交通規制を行っている期間につきましては、いかなる理由がありましても一般車両を通行させてはいけないというふうにですね、所轄警察署から厳しく指導されておりました、そのことをですね、警備会社やまた走路員をお願いしている団体の代表を通じまして警備員あるいは走路員の方に伝達をしたところでございます。

ただ、一部の警備員、走路員につきましてはコース上の全てに一般車両を進入させてはいけないというふうに勘違いをされましてですね、町内の複数箇所で進入を停止したことによりましてトラブル発生がありましたことから、この場所も同様のケースであったのかなというふうに思っております。

今回こういったミスが複数ありましたことから、次回大会におきましては交通規制区間での対応と、それ以外の区間での対応の仕方につきましてですね、具体例を挙げながらですね、個別にまた指導もさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 住民の方もね、いつもうちの地域は10時半頃来られるなと思ったから10時頃出すというような、自分で時間を決めてごみの出し入れをされていると思うんですけどね、マラソンの開催日は、全面通行止めのところは9時までにこの地域は収集してきてくれという指導が入るわけで、ふだんであれば出しに行く時間よりも早い時間に収集が終わってしまって、住民の方が出しに行ったらもう収集が終わった後だというようなこともありますしね、このマラソン自体を次の質問にありますように、日曜日

とか土曜日に開催されたらそういう問題がなくなるとは思いますけど、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 開催日は2月11日に固定するメリットといいますのは、先ほども申しあげましたようにですね、全国的に参加いただくランナーの皆さんにですね、参加しやすいように開催日を固定して認知をしていただいているということもございます。

そういった中で、おっしゃっているような問題点も確かにございますので、またそういったことにつきましても今後とも協議していきたいというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 2月11日が参加しやすいって何で参加しやすいのかなと思うんですけどね、まだランナーの人にしたら土曜日や日曜日のほうが参加しやすいのかなと。

来年の場合であれば、火曜か木曜日になるのかな、2月11日といたら。そんな日より土曜日か日曜日のほうが参加しやすいなど。町内ではそういうトラブルの発生することもなくなる、行政の判断ひとつで起こるトラブルを排除できるのであればね、できたらそういう曜日で開催していただけたらなということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

次に、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、地域福祉計画について、質問をさせていただきます。斑鳩町において今年度末を目標に地域福祉計画の策定を進めていただいております。

地域福祉計画は、高齢者や障害者、子どもに対する支援など枠組みにとらわれず幅広く地域の課題に対し行政と住民が協力し合って取り組む上で重要な計画です。先日、素案がまとまったということで担当常任委員会で報告をいただきました。その中で幾つか注目すべき点がございましたので、質問をさせていただきます。

まず、制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築としてコミュニティソーシャルワーカーの育成ということを盛り込んでいただいております。

では、このコミュニティソーシャルワーカーとはどのような役割をされるのか、お聞

かせください。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） コミュニティソーシャルワーカーといいますのは、地域で生じた個々の地域生活課題につきまして、社会福祉士などの専門職が地域に入りまして、その暮らしを見つめる中で、当事者や地域との対話を行っていくというものでございます。

その上で、関係機関との連携や地域住民の力をコーディネートすることで当事者と地域社会との関係性の再構築を図りながら課題の解決を目指しまして、あわせて地域資源の開拓を行うということが主な役割でございます。

特に近年では、失業に伴います貧困などの生活困窮やいわゆる8050問題などこれまでの福祉制度においては対応が困難で、いわゆる制度のはざまといわれる問題がクローズアップされてきていることから、コミュニティソーシャルワーカーが果たすべき役割も大きくなってきておりまして、斑鳩町の地域福祉計画におきましても計画の推進体制の中でその育成につき大きな柱として位置づけをしたものでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） コミュニティソーシャルワーカーが地域福祉を進める上で非常に重要な役割をされるということがわかりました。

しかしながら、これまで本町では配置していないと思いますが、どのようにコミュニティソーシャルワーカーを育成されるのか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 奈良県におきましては、これまで奈良県社会福祉協議会が主催をいたしましてコミュニティソーシャルワーク研修を実施してきております。

本町におきましても、今年度2名の職員が申し込みまして、5日間の研修を受講し修了いたしましたところでございます。

奈良県としましても、地域福祉の向上を図るためのコミュニティソーシャルワーカーの育成については重要視をされておりまして、次年度以降もこの研修の継続を予定されているというふうに聞いているところでございます。

先ほどの質問でもお答えをいたしました。コミュニティソーシャルワーカーの育成は地域福祉の推進における重要な課題であると考えておりますことから、本町からも町職員や社会福祉協議会の職員について積極的に受講を促しまして、コミュニティソーシャルワーカーの育成に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 今年度2名の職員が申し込んで研修を受講していただいたということですが、特に社会福祉士などの福祉系の専門職である必要はないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ご承知かと思いますが、コミュニティソーシャルワーカー自体は国家資格ではなく、また、何かしらの資格を有していることが必須ということでもございません。

しかし、一般的には社会福祉士などの有資格者で地域ネットワークに精通した現場経験の豊富な人が職務についているということが多いというふうに聞いているものでございます。

ただ、本町の規模であれば住民さんとの距離も近いため、比較的相談を受けやすい環境、また、課題を発見しやすい環境でありますことから、コミュニティソーシャルワーカーの育成につきましても、まずは専門職に限らず誰もが同じ視点で対応ができるように、その整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

非常に重要な役割を果たしていただく方を養成していただけるというのは非常にいいことだと思うんですけども、今後、計画的に養成をしていくことも必要だと思いますけれども、例えば、今後、何年間に何名というようなそういう計画的な養成というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現時点では明確な養成人数というのは決めておりませんが、地域福祉計画の推進体制の中でも記載されていることを踏まえまして、できるところから育成を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

福祉の窓口の担当されている、相談を担当されている方だけではなくて、やはりいろいろなところで課題を発見する糸口になることもあると思いますので、計画的に養成していただくようお願いをしたいと思います。

それでは今後、そのコミュニティソーシャルワーカー、具体的にどのような活動をし

ていただけるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） コミュニティソーシャルワーカーの活動内容についてでございますが、当事者の個々の課題や取り巻く環境に応じて行うものでございますから、活動内容について明確な規定というものはございません。

役場の中の各課や社会福祉協議会におきまして、それぞれの業務を行う中で受けた相談を通じて、その課題の解決や地域資源の開発を行うというのが活動の内容になってくるものと考えております。

コミュニティソーシャルワーカーを配置している他の市町村で取り組まれた事例からでは、生活困窮の相談から生活保護制度につなぎまして、あわせて地域のサロンへの参加を促すなど地域との関係性を構築している活動を行っているというふうに聞いております。

本町におきましても、このような体制の整備を目指してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） さまざまな課題について地域資源を活用して解決に向けて取り組んでいただけるということで理解はいたしました。

それでは、子どもたちについての課題を解決するためにはコミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携が必要だと思われまます。

私も、子ども食堂の活動などを通じていろいろな課題を抱えている子どもたちと出会いました。学校と行政、地域が連携して子どもたちを支援することが必要だと感じるものがたくさんありました。しかしながら、学校は個人情報保護の観点から子どもたちの課題を外に出すことができません。地域でさまざまな活動をしている人たちが子どもたちを支援したいと思っても学校からはその子どもたちについての情報が伝わってきません。

しかし、学校や行政が情報を出すことができなくてもスクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーが連携することで学校と地域をつなぐことができるというふうに考えます。

それで、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、スクールソーシャルワーカーでございますが、子

どもの家庭環境による課題に対処するための相談員でございまして、関係部署との連携や教員の支援などで課題の解決を図るといふものでございます。

本町におきましても、奈良県の事業として定期的に学校に派遣をされているものでございます。

スクールソーシャルワーカーが対処する子どもの家庭環境による課題の中には虐待や貧困なども含まれ、これらの課題につきましても学校教育の現場においてだけでは解決が図れず、その家庭に対しての包括的な支援を行う必要がある場合もあると思われまします。このような場合に課題の発見者であるスクールソーシャルワーカーと課題の解決者となるコミュニティソーシャルワーカーが相互に連携を取り合う支援体制の構築は不可欠であると考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーが連携を取り合う支援体制の構築が不可欠であるということをお伺いいたしまして、今後期待をしたいと思います。

今回、地域福祉計画を策定していただいて一歩前進かと思ひます。

しかしながら、地域福祉についてその推進役になるのはやはり社会福祉協議会だと思ひます。社会福祉協議会と町行政が課題を共有して連携して取り組むことが必要だと思ひますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 町の社会福祉協議会は地域の社会福祉の推進を図ることを目的とした団体でございまして。社会福祉協議会が策定してあります第5次発展強化計画におきましても地域福祉を推進することを位置づけられておりまして、社会福祉協議会の果たすべき役割は大きいものと考えております。また、町が作成した地域福祉計画におきましてもその位置づけを行っているところでございまして。

また、この地域福祉計画の策定に際しましても協議会の委員といたしまして社会福祉協議会にも参加をいただいております。事務担当者で構成されますワーキングチームにも社会福祉協議会に参画をしてもらっておりますことから、町の地域福祉計画の策定において町と社会福祉協議会との認識の統一を図ってまいったところでございまして。

今後、地域福祉計画の策定をきっかけといたしまして改めて社会福祉協議会と福祉課題の解決に向けた情報共有や相互の役割について見直しを行うとともに、先進地の社会福祉協議会が行われているような好事例を取り入れるなど、社会福祉協議会の体制の整

備を促しまして、住民の皆様や住民団体の方々が気軽に何でも相談することができる窓口として機能できるよう、その連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 今回、初めての地域福祉計画ということで、まずは策定することが大事だと思いますけれども、今の答弁にもいただきましたが、今回は町の地域福祉計画と連携するものとしてこの社会福祉協議会の第5次発展強化計画ということが盛り込まれておりますけれども、やはり今後、改定をするときにはこの地域福祉計画をいかに社会福祉協議会が推進していけるかということが重要ななと思います。そういう意味では、ほかの自治体などでは地域福祉活動計画というものを策定をされて、相互に連携をとりながら進めるということが進められておりますけれども、その点についてできたらそういう地域福祉活動計画のようなものを作成して連携していただきたいと思っておりますけれども、現時点でもしお答えできる場所がありましたら、お答えいただけたらと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 社会福祉協議会によりますと、平成30年度からの第5次発展強化計画の中に地域福祉活動計画につきましてはそれを内包しているというふうに位置づけられているというところがございます。その発展強化計画の中にもその旨が明記されているところがございます。

町といたしましては、今後の地域福祉計画の進捗管理の中でこの計画との整合性も鑑みまして、町の考え方は随時、伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） やはり住民とのパイプ役になるとか地域福祉を推進するというのはやはり社会福祉協議会の役割というのが非常に重要だと思いますので、その点、今後よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは最後に、地域福祉を推進するための体制の構築についてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、先の質問でもお答えをいたしましたけれども、地域生活の課題の解決を進んで行うというコミュニティソーシャルワーカーにつきまして、福祉にかかわる各部署や社会福祉協議会におきまして、その育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、それぞれのコミュニティソーシャルワーカーが受けた課題につきまして、部署を超えてコミュニティソーシャルワーカーが協議や事例の検証ができるような連絡会を設けるなど、課題の解決を図る体制や事例の振り返りを行うことのできる体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、地域福祉計画におきましても、町が行う既存の事業に関しまして住民の皆様の立場や地域の中でできることにつきまして、具体的な例を挙げて明記をしているところでございまして、このことから本計画の内容について広報紙等により広く周知を行い、行政が主体として地域福祉を推進するのではなく、住民や地域で活動する法人とも協働できる体制の構築を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 例えば、ワークショップ的なものだったり、地域でいろいろな活動をしている人の意見交換ですとか事例発表の場をつくることをしてはどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現時点ではワークショップの開催というのは予定はいたしてはおりません。

地域福祉のワークショップにつきましては、その開催が目的ではございませんで、地域福祉計画の進捗等を把握する中でその開催するのであればその目的を明らかにいたしまして、必要に応じて場合によっては開催をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。今回、地域福祉計画の1点について質問をさせていただきました。

この4年間、町議会議員としてまた住民としてさまざまな地域の活動に参加させていただく中で、地域福祉というのは本当に重要だなと感じることがたくさんありました。子育て支援や障害者支援、また高齢者福祉といった縦割りの考えではなくていろいろな課題は複合的に絡み合っています。

例えば、若年性認知症だったりセルフネグレクトだったり親の介護と子育てのダブルケア、また8050問題といわれる高齢の親とひきこもりの子どもの問題など、ひとつの切り口からだけでは解決できないことがたくさんあると思います。そうしたことについて、いろいろな人がいろいろな立場からアプローチすることが大切です。



斑鳩町は地域活動が活発で、いろいろな方がいろいろな場面で活動をされています。そうした方々が力を発揮し連携することでしんどい思いを抱える人たちをサポートし、さまざまな課題を解決できると思います。行政だけが、また福祉の専門職だけが取り組むのではなく地域みんなが参加してよりよい地域をつくるのが大切だと思います。

学校や行政、福祉専門職、NPO団体、地域住民がネットワークをつくり情報交換をし連携することが重要だと思います。そうした仕組みをつくっていくのが地域福祉であり、そうした誰もが安心して暮らせる斑鳩町をつくるための仕組みづくりを推進していただけることをお願いをいたしまして、私の一般質問は終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。きょうは3点について質問させていただきます。

まず、第1番目は、感電ブレーカーの普及促進についてをお伺いいたします。

大規模地震災害時の火災における電気火災の発生率について、教えていただきたいのでまずお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 大規模地震時におけます火災の発生原因についてでございますけれども、内閣府の資料によりますと、阪神淡路大震災におきましては電気関係によるものが139件のうち61%に当たります85件、また、東日本大震災におきましては108件のうち54%に当たります58件に達したものというふうにされております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。結構、高率の資料だと思います。

災害については誰しもが遭遇したくないものでございます。国・県そして市町村では予防対策から復旧対策まで計画をし、住民の安全を最優先し被害を最小限におさえ、また復旧をできるだけ早く行えるようにと、日々取り組まれています。世界各地でも日本国内でも頻発しているさまざまな災害は報道を見聞きするだけでも強く胸が痛むものでございます。

斑鳩町でも、避難の困難な方への支援の充実や避難所のクーラーの設置、またミルク、

哺乳瓶を含む食料をはじめとして物資の面でも充実を図っておられます。

私が斑鳩町議会で初の質問で取り上げました防災士の資格取得への補助金などが新年度予算に計上されているなどは高く評価できるものと考えております。

斑鳩町民の中には、1400年も無事な法隆寺のある斑鳩町は大丈夫だという漠然とした気持ちをお持ちの方がかなりおいでです。このような方に対して、根拠がないと批判するだけでなく、安心なまちづくりが根拠となる防災対策を住民とともに作り上げていくことが重要であると思っております。

多岐にわたる防災対策の中で、地震発生時の二次災害でもある火災についての質問でございます。

具体的に取り上げました感電ブレーカーは、震度の大きな地震発生時に電気を遮断するものです。停電が起これ住民が避難した後に通電が回復した折に避難前に使用していた電気器具によって火災が発生することを防止するのに有効であると普及が進んでいるものでございます。

議会の一般質問で同僚議員より同様の質問もされましたが、今日、全国でこの感電ブレーカーの設置を推奨する取り組みが急速に進んでおります。内閣府、消防庁、経済産業省連名でのお知らせパンフレットの発行もされております。

まず、地震による火災の発生について、ただいま教えていただきましたが大きな災害の部分を占めているようでございます。

次に、この大規模地震時の電気火災発生抑制に効果のある感電ブレーカーの普及状況について、お伺いいたします。種類や価格等もおわかりの範囲でいいので教えていただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） まず、感震ブレーカーの関係でございます。普及率の関係でございますけれども、現在、全国的な調査結果ということで公表されている数値は現在のところございません。そういったことをご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、おっしゃられています金額の関係ですけれども、金額につきましてはおおむね簡易タイプものから何種類かございます。

まず、簡易タイプものから申し上げますと、おおむね3,000円から価格がなっております。あと、分電盤のタイプで後づけできるタイプというのがございますけれども、そういったものについては器具が大体2万円程度、ただ、あと別途工事費がかかってまいります。それと、あと内蔵タイプですね、分電盤のところにもともと内蔵されている

タイプでございますけれども、こちらにつきましては大体5万円から8万円、これにつきましては工事費が別途かかるということでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） まず、私の言い間違いを訂正させていただきます。

「感電」と言いましたけど、「感震ブレーカー」でございますので、申しわけなかったでございます。

住民の皆さんはブレーカーは知っている方がほとんどでございますけれども、「感震ブレーカーは知らない」と言われる方は、結構、数多くおいででございます。一方、自治会や防災訓練等で聞いたことがあるとか、また、避難時にはブレーカーを切るんやねというふうにおっしゃってる方もふえてまいりました。防災それから減災への町の取り組みが広がっており、さらなる効果に期待をするものでございます。

実際に地震が発生したことを想像してみるとどうでしょうか。

先ほど申し上げました、わかっている方でもブレーカーが高いところに設置されているので椅子等にのぼって切るのは難しいとか、また、日中は留守にしておりお年寄りだけの在宅であるなど問題点も多く見えてまいりました。

次にお聞きしたいのは、他の市町村でのこの普及促進対策について、それと4つ目の設置補助について、このことについて町としてはどのようにお考えなのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） まず、他市町村でのそういった補助の関係でございます。

統計的な資料というのは公開をされておりませんので、あくまでも私どもの斑鳩町のほうで把握しているというところでご理解をいただきたいと思います。

県内のほうで現在、補助制度をされている市町につきましては葛城市、広陵町、三宅町の3市町でございます。その内容につきましては、先ほど、ご答弁させていただきましたそれぞれいろいろな機種が出ておりますので、それぞれのタイプに応じましておおむね上限額が簡易のものでしたら3,000円から、分電盤に内蔵されています一番高価なものでしたら大体3万円から4万円の補助をされているといったところでございます。

それと、続いて斑鳩町としての取り組みについてでございますけれども、6月に議員の一般質問にお答えをさせていただきましたとおり、この感震ブレーカーの有効性というところにつきましては、いろいろな機会を通じて周知をさせていただいているという

ところでございます。

特に、県の広域消防組合のほうで、こういった感震ブレーカーの普及促進のためのチラシもつくっていただいておりますので、そういったところと連携をしながら町の出前講座であったり防災訓練であったりというところの開催に際しまして、こういったチラシの配布をさせていただきますして、感震ブレーカーの普及促進を図っているというところでご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

火事の延焼防止対策として住宅密集地などでの普及促進を重点的に進めているのが今の全国での動きでございます。新築の住宅への設置ですとか、また既存の住宅への取り付けの設置ですね、その促進を進めて減災効果を高める、そういった取り組みは本当に全国に広がっております。今、奈良県では3市町村ということですがけれども、密集地とはいえない部分も含めまして、密集地に限らず設置費用の補助を実施する自治体がこれからは増加していくものと感じております。

内閣府、消防庁、経済産業省発行のパンフレットに載っておりますのは、地震による火災の過半数は電気が原因と大きな見出しでお知らせをしております。この感震ブレーカーの普及を呼びかけるのも、いろいろなところからされているのが現状だと思います。

大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会というものがいろいろな角度からの検証をしておりますけれども、呼びかけがされていますけれども、この呼びかけは首都圏だけでなく南海トラフ巨大地震が想定されています東海ですとか近畿、九州を首都圏とともに重視する、そういったことも呼びかけられています。

南海トラフ地震の大きな地震ですと、斑鳩の町民の方が希望的に抱いている、斑鳩は大丈夫というのは到底通用いたしません。防災・減災のための取り組みとして感震ブレーカーの普及促進とともに補助制度を求めるものでございます。

町のこれからの見解をお聞きしたいです。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） この感震ブレーカーにつきましては、質問者もおっしゃるとおり大規模地震において電気火災の発生を抑止するというところの重要性というのは認識をさせていただいているというところをご理解、まず賜りたいと思います。

この地震発生時におきましては、これまでも避難される場合におきましてはこの電気のブレーカーを切って避難することというところをこれまでも周知をさせていただ

たところでございます。そういったところが最も重要であるというふうに認識をしております。現在、県の広域消防組合の周知チラシにも感震ブレーカーを設置していても地震発生により避難の際にはブレーカーが遮断されているかを確認することが大切ですよということもちゃんと記載されておりますので、やはりそういった基本的なところをまず町といたしましては周知をさせていただきまして、こういった大規模地震時の電気火災を防ぐところの周知をやっていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

普及が進んで意識がやっぱり高まるということが防災の第一だと思いますので、ぜひとも他で進んでおります補助制度についてもご検討いただきたく要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

2番目に質問をさせていただきますのは、「子ども医療費の無償化対策を高校卒業までに」ということで、質問をさせていただきます。

斑鳩町の高校生の現況というか人数は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 町におきましては、町の高校生に当たる正確な人数というのは把握はいたしておりませんが、相応いたします年齢であります15歳から17歳の人口ではおよそ800人でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

800人いらっしゃるということですけど、ちょうど3学年分ということ、中には高校進学でなく就職であったりまた違うことをされている方もいらっしゃいますけど、年齢の方が800人ということですね。

子どもの医療費の無償化の対象年齢を、町でも高校卒業までに広げ、子育て支援の充実を図ることについて、まずそれは一番聞きたいことなので質問をいたします。

子どもの医療費の無償化は子育て世代の方々からの要望として、長年にわたり要望を繰り返し取り組まれてまいりました。国や県の補助対象年齢は少しずつ拡大されて運動の成果として評価できるものだと思っています。市町村が単独ですらに対象年齢を拡大し、子育て支援の充実に向けての取り組みが実施されるのは、次世代を担う子どもたちの健康支援のみならず、子育て世代の暮らしを応援する有意義な政策となっております。

斑鳩町では、かつてよりこの町単独事業を行ってまいりました。県費での対象が中学生までと拡大されましたが、町単での上乘せ事業はなされておられません。これまでの中学生への補助を高校生への補助に充てるといったことは検討されたのでしょうか。

中学卒業年齢は15歳でございます。心身ともに大人へと成長する年齢でございます。身体は急速に成長をし、スポーツの分野でも飛躍的な成長がございます。また、文化芸術面でも大きく開花するまさに光輝く躍進の年代ではないでしょうか。精神面では、感受性が豊かになりますが、一方では悩み、迷い、時には傷つくことも多くなってまいります。生活面では、通学等でバスや電車を利用したり自転車等で町外へ行く機会がふえます。不特定多数の人と接することで最近の例で言いますと、インフルエンザであったりとか、はしか、風疹など感染する機会も増大をしてまいります。また、精神面では異性を含む人間関係の悩みや心の病も心配されている年代です。

長々と申し上げましたのは、高校生年代は医療の必要性が高いということを再確認していただきたいということで言わせていただきました。家庭では教育費が増大いたします。成長に見合った食事や技能や特技そして希望を育む費用を十分に保障し、医療費も心配せずに暮らせる、そんなまちづくりを切に希望しているところでございます。

町の、この高校生までの補助について、お考えをお聞きしたいです。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 本町の子ども医療費の助成は一部負担金なし、いわゆる全額無料ということと、所得制限も撤廃をいたしまして、子どもを安心して生み育てるまちづくりを目指す中で、県や県内市町村に先駆けまして独自に助成範囲の拡充に努めてきたところでございます。

議員が先ほどおっしゃいましたように、県の補助基準が上がってきまして、年齢につきましては現在は私どもも県の基準どおりとなっておりますけれども、しかしながら入院・通院の一部負担金についてはまだそれを負担させている市町村というのも多くありまして、本町の取り組み状況は県下でも決しておこなっているという状況ではないというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃいますように高校卒業までの窓口負担を助成するということになりますと、新たな財源といたしまして約1,500万円程度が必要になってくると試算をいたしております。これについても何らかの財源措置が行われない状況では町の負担だけがふえてしまうということになるものでもございます。このことから、現段階では子ども医療費の助成については現行制度を継続してまいりたいと考えているところでござい

ます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） これまでの同様の質問に対しましてのご回答は、よくて「検討します」どまりだったんですけれども、通り一遍のこういう回答ではなくて、全国ですとか奈良県、生駒郡での実態をつかんで補助制度、積極的に取り組まれている事例が他の市町村をけん引するものとなっていることをぜひとも確信していただきたいと思います。

そして、斑鳩町がそのけん引者となるべく、さらなるご検討をお願いをいたします。

要望いたしまして、この質問についても終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

身障者駐車スペースの利用について、お尋ねいたします。

まず、一番初めに、町内でのこの駐車スペースの設置現況について教えていただきたいです。町内の公共施設やまた店舗などの設置について、お願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 民間事業者の店舗等における設置状況につきましては、町としては把握しておりませんが、いわゆるバリアフリー新法におきましては、民間事業者にも一定規模の店舗等には身体障害者等に配慮した駐車スペースの設置が義務づけられておりました。またそれ以外の場合についても努力義務となっているところから、民間事業者においてもその配慮は進んでいるものと考えております。

また、公共施設におきましても、全ての施設ということではございませんが、役場本庁舎、生き生きプラザ斑鳩、中央公民館等、主要な施設におきましては身体障害者駐車スペースを設置しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

公共施設でも全部ではないということも存じております。また、店舗でも大きな店舗というのにはバリアフリーのもちろんスロープであったりとかとあわせてこういった駐車スペースというのは目にすることも多いですので、そういう意味では随分と対策は進んでいるふうに感じています。

私は、2番目に住民意識の向上対策についてというふうに挙げさせていただいているんですけれども、私は一般質問で以前、多目的トイレについての質問をさせていただきました。その中で、「この多目的のトイレ、誰でもが遠慮なく使用できるようにお互い

を尊重し合う意識づくりが重要である」との町の姿勢を確認させていただきました。

今般、この駐車スペースの質問をさせていただくのは、商業施設で見聞きしました事例がちょっと首をかしげたくなるようなものがあったからでございます。

身障者駐車スペースには一般と同じ駐車スペースの広さに車いす等に対応した乗降時のためのスペースがあわせて設置されてあります。

その首をかしげた一例を申し上げますと、大手スーパーでのことですが、その乗降時のスペースに古タイヤを重ねて置いてありました。これでは大きくドアを開けたりとか、また車いすの取り回しがスムーズにはできません。早速、そのお店に申し入れをいたしました。しかし、古タイヤを置いていないと、そのスペースに無理に駐車される方が後を絶たないと。カラーコーンでは自分でカラーコーンをのけて駐車をされてしまう。そして、私が申し入れた日にすぐに古タイヤを撤去してみたら、直後に無理な駐車があって、お客様同士でもめてしまった等の回答がございました。

私は、正直このお話を聞いてがっかりといたしました。

障害のある方を守るのは自分を守ることでございます。町での住民意識向上のための取り組みはどのように進められていますか、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 今、おっしゃいました大型店舗につきましても、もともと車と車の間にゼブラゾーンを設けて、本来であれば駐車すべきでないという表示もされておりますし、また、一般車両の駐車をご遠慮してくださいというような表示もされているというふうに聞いております。

そういった中で、それらのことが表示されているにもかかわらず無理な駐車をされる、そういうことで障害者の方や障害者駐車スペースを利用する方の不便につながってしまうということは非常に残念なことであります。これらについては、本当に必要な人のために障害者用の駐車場スペースをあけておく、あるいは本当に必要な人が周囲の目を気にしなくてそういうことを利用できる、駐車スペースを利用できるということは、障害のある方だけではなくて全ての人にとって暮らしやすい社会であるという、本来目指すべき姿であるというふうに思っておりますので、さまざまな機会を捉えまして、私どもも啓発・周知を努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

スーパー等では、買い物をすれば荷物のために店舗直近に駐車したいと思うのは誰し



も同じでございます。トイレ同様に、いわゆる元気そうな人が使っているのに対しての非難の声がございます。誰でもが使えるが必要のない私は遠慮をしますと、その気持ちをやっぱり共通の気持ちにするために、住民のみならず設置店舗と一緒に改善できる工夫をこれからも行っていただきたいと強く要望いたしまして、3番目の質問についても終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時02分 散会）